別表第三（第十条、第十三条、第十四条関係）

工事の種類	事前出を要するもの
一　大気汚染防止法第二条第二項に規定するばい煙発生施設に該当する電気工作物に係る工事	1　ガスタービン又は内燃機関の設置又は改造であって燃料の燃焼能力若しくは燃料の種類の変更を伴うもの 2　燃料電池発電設備に係る改質器の設置又は改造であって乾燥能力の変更を伴うもの 3　発電所におけるボイラー又は独立過熱器の改造であって伝熱面積又はバーナーの燃料の燃焼能力若しくは燃料の種類の変更を伴うもの 4　発電所における廃棄物焼却炉の設置又は改造であって焼却能力の変更を伴うもの 5　非常用予備発電装置又は非常用予備動力装置の設置又は改造であって原動機の出力の変更を伴うもの 1　次に掲げる設備に附属するばい煙処理設備の設置、改造であってばい煙処理能力の変更を伴うもの又は廃止 (1)　ボイラー (2)　ガスタービン (3)　内燃機関 (4)　発電所における廃棄物焼却炉 (5)　非常用予備発電装置 (6)　非常用予備動力装置 (7)　ガス化炉設備 2　次に掲げる設備に附属する通風設備の設置、改造又は廃止であって、煙突の種類、出口における排ガスの速度若しくは大気汚染防止法第六条第二項に規定するばい煙濃度、口径、地表上の高さ又は排出ガス量の変更を伴うもの
二　大気汚染防止法第二条第三項に規定するばい煙処理施設に該当する電気工作物に係る工事	ハ　ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数 ニ　主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所 ホ　主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料 3　その他の電源装置（非常用のものに限る。）に係る次の事項 (1)　無停電電源装置の名称、種類、容量、電圧、周波数、主要寸法及び個数 (2)　電力貯蔵装置の名称、種類、容量、電圧、主要寸法及び個数

工事の種類	事前出を要するもの
三　ダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設に該当する電気工作物に係る工事	(1)　ボイラー (2)　独立過熱器 (3)　ガスタービン (4)　内燃機関 (5)　ばい煙処理設備 (6)　燃料電池発電設備に属する改質器 (7)　発電所における廃棄物焼却炉 (8)　非常用予備発電装置 (9)　非常用予備動力装置 (10)　ガス化炉設備 1　発電所における廃棄物焼却炉の設置又は改造であって焼却能力の変更を伴うもの 2　廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するものの設置又は改造であって汚水又は廃液の排出量の変更を伴うもの (1)　廃ガス洗浄施設 (2)　湿式集じん施設
四　水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設に該当する電気工作物に係る工事	廃ガス洗浄施設（水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設に該当するもの（これに係るものに限る。）若しくはこれに係る同法第二条第二項に規定する有害物質使用特定施設に該当しない場合又は同法第五条第二項の規定に該当する場合を除く。）、使用の方法、汚水又は廃液の処理の方法、排出水の汚染状態（水質汚濁防止法第四条の五第一項に規定する指定地域内の事業場に係る場合にあっては、排水系統別の汚染状態若しくは量（同法第二条第八項に規定する特定地下浸透水を含む。）、同法第二条第八項に規定する特定地下浸透水の浸透の方法又は用水若しくは排水の系統の変更を伴うもの
五　水質汚濁防止法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設に該当する電気工作物に係る工事	水質汚濁防止法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設に該当する電気工作物の設置又は改造であって、構造、設備、使用の方法又は当該施設において貯蔵される同法第二条第二項第一号に規定する有害物質（以下「有害物質」という。）に係る搬入若しくは搬出の系統の変更を伴うもの
六　騒音規制法第二条第一項に規定する特定施設に該当する電気工作物（同法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置するものに限る。）を設置する事業場の電気工作物に係る工事	発電所、電力保安用通信設備若しくはこれらの設置のための事業場における圧縮機（騒音規制法第二条第一項に規定する特定施設に該当するものに限る。）の設置若しくは改造であって騒音防止の能力の減少を伴うもの
七　振動規制法第二条第一項に規定する特定施設に該当する電気工作物（同法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置するものに限る。）を設置する事業場の電気工作物に係る工事	発電所、電力保安用通信設備若しくはこれらの設置のための事業場における圧縮機、破砕機、粉砕機若しくは摩砕機（振動規制法第二条第一項に規定する特定施設に該当するものに限る。）の設置若しくは改造であって振動防止の能力の減少を伴うもの